

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和6年(2024年)6月26日	
山口県知事 村岡 嗣政殿	
提出者 住 所 山口県周南市野村南町4976番地 氏 名 日鉄ステンレス株式会社 製造本部 山口製造所(周南エリア) 所長(周南エリア代表) 内田 俊彦 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0834-51-1091	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	日鉄ステンレス株式会社 製造本部 山口製造所 (周南エリア)
事業場の所在地	山口県周南市野村南町4976番地
計画期間	令和6年(2024年)4月1日 ~ 令和7年(2025年)3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	転炉・電気炉による製鋼・製鋼圧延業
② 事業の規模	製品出荷額 127,662百万円 (R5CY)
③ 従業員数	906人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙添付

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

設置者 (所長)

(安全環境防災部周南環境推進室長)
特別管理産業廃棄物処理責任者

(周南環境推進室)
特別管理産業廃棄物処理委託管理

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度 (令和5年度) 実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり
	排出量	t
	(これまでに実施した取組) ・ダスト等を精錬炉で製鋼原料として資源化。	
② 計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり
	排出量	t
	(今後実施する予定の取組) ・現状の取り組みを継続する。	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・構内で発生する特別管理産業廃棄物は、種類によって指定された場所で確実に分別し保管。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状の確実な分別及び保管を継続。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・種類別の取り組みは、以下の通り。 <ばいじん> EFダスト：全量スラッジ・ダスト処理設備で再利用。 MFダスト：全量スラッジ・ダスト処理設備で再利用。 現状、上記の対象を自社で再生利用している。 今後も継続し、ダストを再生利用する。		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・現状の取り組みを継続。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・対象なし。		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・今後も実施の予定なし		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組) ・対象なし。	
② 計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組) ・今後も実施の予定なし	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への処理委託量	t t
	再生利用業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t
	(これまでに実施した取組) ・委託基準に従い処理を委託できる適正な業者を選定し、書面で契約。 ・特別管理産業廃棄物の性状分析の定期実施と処理状況を記録。	

② 計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
(今後実施する予定の取組) ・現状の取り組みを継続。 ・可能な限り優良認定処理業者を処理委託先として選定。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(令和5年度)実績】	
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	別紙2-2のとおり t
(今後実施する予定の取組等) ・全て電子マニフェストを使用。		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物の処理工程



多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画書(補足)(令和6年度計画)

別紙2-2

多量排出事業者 名称	日鉄ステンレス(株)製造本部山口製造所(周南エリア)	所在地(市町名)	周南市	事業の種類	鉄鋼業
------------	----------------------------	----------	-----	-------	-----

(単位:トン)

区分	種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物	廃油	111	100									111	100	111	100	111	100				
	廃酸	704	1,000									704	1,000	704	1,000	704	1,000				
	廃アルカリ																				
	感染性産業廃棄物																				
	PCB																				
	PCB汚染物	18	1									18	1	18	1	18	1				
	PCB処理物																				
	廃石綿等																				
	有害産業廃棄物	12,667	11,740	10,916	10,000							1,751	1,740			1,751	1,740				
計 (B)	13,500	12,841	10,916	10,000	0	0	0	0	0	0	2,584	2,841	833	1,101	2,584	2,841	0	0	0	0	